

一般社団法人福島県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約(以下、本規約という)は、一般社団法人福島県老人福祉施設協議会(以下、協議会という)の定款第7条の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とします。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、協議会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または団体とします。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、以下の事業を行います。

- (1) 本会が作成又は発行する資料等の提供
- (2) 本会又は賛助会員のPR及び情報交換会等の開催
- (3) 本会へのEメール等による情報発信の取次
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、協議会の承諾を得て、加入するものとします。

- 2 前項の諾否は、理事会において決定します。
- 3 賛助会員として加入しようとする者は、理事会での承認後、別に定めるところにより年会費を納付するものとします。

(年会費)

第5条 賛助会員は年会費を納入するものとします。

- 2 年会費の額は、別表1のとおり団体・企業は一口20,000円、個人は一口10,000円とし、1口以上を負担するものとし、賛助会員からの申し出により年度毎に変更できます。
- 3 年会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる1年間とします。
- 4 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄とします。
- 5 年会費の口数により、別表1のとおり広告等ができるものとします。

(退会)

第6条 会員はあらかじめ本会に届出て退会することができます。

- 2 当会は、会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行いません。

3 年会費の納入が有効期間より2ヶ月を過ぎた時点で、無かった場合は退会したものとみなします。

(会員資格の喪失)

第7条 協議会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会承認を取り消すことができるものとします。またこの場合、当該会員は即座に会員資格を喪失するものとします。

- (1) 協議会の事業を妨げ又は妨げようとした場合
- (2) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした場合
- (3) 本規約に違反する行為を行った場合
- (4) 協議会が会員として不相当と判断した場合
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

2 本条第1項に基づき会員が資格を喪失した場合、当会は、理由の如何を問わず、年会費の返還はいたしません。また、入会承認を取り消された会員は、損害賠償請求等の権利行使はできないものとします。

(賛助会担当理事)

第8条 本会は第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援するため、理事の中から賛助会担当理事を若干名置くことができます。

2 賛助会担当理事は、第3条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援します。

(その他)

第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項は理事会で決定します。

付 則

この規約は、平成30年4月1日より施行します。

個人

口数	金額	特典
1口	10,000円	最寄りの会員施設において相談が受けられます。
2口以上	20,000円	老施協ふくしまをお届けいたします。 最寄りの会員施設において相談が受けられます。

団体・企業

口数	金額	特典
1口	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・老施協ふくしまをお届けいたします。 ・当会ホームページに事業所情報が掲載されます。 ・会員施設との懇親会に参加いただけます。 ・問い合わせにより福島県・東北ブロック・全国老施協の情報を得ることができます。 ・最寄りの会員施設において相談を受けることが可能です。
2口	40,000円	1口の特典に加え、ご希望により、 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。
3口 ～ 4口	60,000円 80,000円	1口の特典に加え、ご希望により、 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。（複数回） ・老施協ふくしまに広告の掲載が可能です。（有料）
5口	100,000円	1口の特典に加え、ご希望により、 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシの送付等の情報提供のお手伝いが可能です。（複数回） ・本会動画配信チャンネルにて、30分程度の研修（PR）ができます。 ・老施協ふくしまに広告の掲載が可能です。（無料） ・老施協ホームページにバナーを貼ることが可能です。